

○特定非営利活動法人等が福祉輸送事業を実施するための要綱

平成18年1月13日

告示第3号

改正 平成20年1月25日告示第5号

令和4年2月3日告示第42号

(目的)

第1条 この要綱は、日常においてバス、タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な高齢者及び障害者等（車イス利用者を含む）の外出の利便を図り、社会参加の促進及び社会福祉の向上に寄与するための福祉有償運送事業（以下「事業」という。）を行うに当たり、その適正な運営を確保することを目的とする。

(事業主体)

第2条 事業の実施主体は、市内に事務所を有する又は現に市内の住民を会員（福祉輸送サービスの利用者に限る。以下同じ。）に含む社会福祉法人、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立の認証を受けたものをいい、以下「NPO法人」という。）、その他の営利を目的としない法人（以下「NPO法人等」という。）であって、社会福祉を目的とする法人に限るものとする。

- 2 事業を行おうとするNPO法人等は、目的、対象者、車両、安全確保等事業実施に必要な事項を市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、前項の届出があった場合には、当該NPO法人等の事業実施主体としての適格性を慎重に判断し、適格性があると認めた場合には、「移動困難者に係る輸送サービスの協力について（依頼）」（別記様式）を交付しなければならない。
- 4 市長は、前項の適格性の判断に当たっては、市内のタクシー事業者に必要な助言を求めるなど実態を踏まえた判断となるよう、また当該NPO法人等が他の市町村に同様の届出を行っている場合には当該市町村と判断が異ならないよう、配慮しなければならない。

(利用対象者)

第3条 事業の利用対象者は、市内に住所を有する者及び市内の事業所等に通院、通勤又は通学する者で、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) NPO法人等にあらかじめ登録した会員及び付添人
- (2) 全アからエに掲げる者であって、日常の外出において単独ではバス、タクシ

一等の公共交通機関の利用が困難な者

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項にいう「要介護者」及び第4項に規定する「要支援者」

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づき身体障害者手帳の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年5月1日法律第123号）の規定に基づき「精神保健福祉手帳」の交付を受けている者

エ 厚生事務次官通知（昭和48年9月27日厚生省発児156）による「療育手帳」の交付を受けている者

オ 前アからエに掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

(3) 次条第1項第5号に規定するセダン等を利用する場合にあっては、次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。

ア 前号アのうち、認知症に該当する者

イ 前号イのうち視覚、聴覚等に障害を有する者

ウ 前号のうち、ウ又はエに該当する者

(使用車両)

第4条 事業の使用車両は、次に掲げる乗車定員11人未満の自動車であって、NPO等が使用権原を有するものに限る。

(1) 寝台車 車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車

(2) 車イス車 車イスの利用者が車イスのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であってスロープ又はリフト付きの自動車

(3) 兼用車 ストレッチャー及び車イスの双方に対応した自動車

(4) 回転シート車 回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える自動車

(5) セダン等（貨物運送の用に供する自動車を除く。）

2 前項に掲げる車両については、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）第51条の23の規定により標章を表示し、登録証の写しを備えておかなければならない。

(運転者)

第5条 運転者は、施行規則第51条の16第1項に規定する要件を満たさなければならない。

2 前条第1項第5号に規定するセダン等を使用する場合には、前項の規定に定める

もののほか、次に掲げる要件のいずれかを満たさなければならない。

(1) 運転者が、施行規則第51条の16第3項に規定する要件を満たすこと。

(2) 施行規則第51条の16第3項に規定する要件を満たす者が、同乗すること。

(運行範囲)

第6条 NPO法人等は、事業の実施に当たり、市内を発地又は着地とするもの以外の運行を実施することはできない。

(利用料金)

第7条 NPO法人等は、事業の実施に当たり、利用料金を定めなければならない。

2 前項の利用料金は、市内の一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃のおおむね2分の1を目安に、営利に至らない範囲でNPO法人等が定めるものとする。

(運行管理体制)

第8条 NPO法人等は、事業の実施に当たり、運行管理責任者を定め、運行管理体制を整備し安全の確保に努めなければならない。

2 NPO法人等は、市と連携を取りながら、利用者等からの苦情に対し適切に対応し、記録する体制を整えるとともに、運行責任者を明確にしなければならない。

(事故又は故障)

第9条 NPO法人等は、事業の実施に当たり、事故又は故障発生時の処理及び責任体制を定め、現場での適切な処理に努めなければならない。

(補償)

第10条 NPO法人等は、事業の実施に当たり、事業に使用する車両全てについて、対人無制限及び対物1,000万円以上の任意保険若しくは共済(搭乗者障害を対象を含むものに限る。)に加入しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年1月13日から施行する。

附 則 (平成20年1月25日告示第5号)

この告示は、平成20年2月1日から施行する。

附 則 (令和4年2月3日告示第42号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。